

○東海市しあわせ村管理規則

平成9年2月17日

規則第4号

改正 平成12年7月5日規則第46号

平成15年3月28日規則第4号

平成17年12月26日規則第53号

平成20年6月27日規則第40号

東海市しあわせ村管理規則をここに公布する。

東海市しあわせ村管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市しあわせ村の設置及び管理に関する条例（平成9年東海市条例第3号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、東海市しあわせ村（以下「しあわせ村」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時休館日等の公表)

第2条 市長は、条例第4条第2項の規定により保健福祉センター、健康ふれあい交流館又は嚶鳴庵^{おう}を臨時に開館し、又は臨時に休館する場合には、5日前までにその旨を公表するものとする。

(保健福祉センター等の利用手続)

第3条 条例第5条第1項の規定により、保健福祉センターの利用について許可を受けようとする者は利用日前90日から2日までに、健康ふれあい交流館（多目的ホール及び集会室に限る。）及び嚶鳴庵^{おう}の利用について許可を受けようとする者は利用日前180日から2日までに利用申込書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申込書の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 市長は、第1項の申込書を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、利用承諾書を申請者に交付するものとする。

4 前項の承諾書の交付を受けた者（以下「施設利用者」という。）は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(温浴室の利用手続)

第4条 温浴室を利用しようとする者は、使用料を納めて普通入場券又は団体入場券

(以下「入場券」という。)の交付を受けなければならない。

- 2 入場券は、発行の日に限り有効とする。
- 3 入場券の交付を受けた者は、受付において自動改札機による改札を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、自動改札機の故障その他特別の場合は、受付において係員による改札を受けなければならない。

(トレーニング室の利用手続)

第5条 健康ふれあい交流館のトレーニング室(以下「トレーニング室」という。)を利用しようとする者は、使用料を納めて1回券の交付を受けなければならない。

- 2 1回券は、発行の日に限り有効とする。
- 3 1回券の交付を受けた者は、受付において係員による改札を受けなければならない。

(シャワーの利用手続)

第6条 トレーニング室のシャワーを利用する場合は、当該シャワーの所定の投入口に貨幣を投入し、利用するものとする。

(利用許可の取消し及び変更手続)

第7条 施設利用者は、利用許可の取消し又は変更を受けようとするときは、利用日前7日までに市長に申し出なければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第11条ただし書の規定により既納の使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の責めによらない理由で利用することができない場合 使用料の全額
- (2) 利用日前7日までに利用許可の取消しを申し出て、市長の承認を受けた場合 使用料の全額
- (3) 前2号のほか、市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額

(入場の制限及び退場)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、温浴室への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 保護者の同伴しない小学校就学前の者
- (2) 酒気を帯びている者又は伝染性疾患のある者
- (3) 前2号のほか、管理上支障があると認める者

2 市長は、特に必要があると認めるときは、入場者の数を制限することができる。
(行為の禁止)

第10条 しあわせ村の施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外において、飲酒をすること。
- (2) 所定の場所以外において、飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。
- (3) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (4) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼすような行為をすること。
- (5) 許可を受けないで広告類等の掲示若しくは配布、物品の展示又はこれらに類する行為をすること。
- (6) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯すること。
- (7) 立入禁止箇所等危険な場所に立ち入ること。
- (8) 前各号のほか、係員の指示に反する行為をすること。

(損傷等の届出)

第11条 利用者は、しあわせ村の施設の設備又は器具等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその理由を付けて市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理等を行わせる場合の取扱い)

第12条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に保健福祉センター等の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第7条、第9条、前条及び次条の規定の適用については、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第4条第2項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第4条第2項」と、第3条第1項中「条例第5条第1項」とあるのは「条例第14条第4項において読み替えて適用する条例第5条第1項」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条、第9条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「市長」とあるのは「市長の承認を受けて指定管理者」とする。

2 条例第15条第1項の規定により指定管理者に健康ふれあい交流館の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合における第4条及び第5条の規定の適用については、第4条第1項及び第5条第1項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 しあわせ村の施設を使用しようとする者は、この規則の施行の日前であっても、第4条第1項及び第2項の手續に従い、使用申込書を提出することができる。

附 則（平成12年規則第46号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第53号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている申込書その他の用紙で残量のあるものについては、改正後の東海市しあわせ村管理規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成20年規則第40号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。